

告示

埼玉県告示第三百八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和二年四月十日

埼玉県知事 大野 元裕

号	十四	事第	県知	埼玉	委任	番号	指定構造
		会社	ネット株	アウェイ	計算適合	性判定機	関の名称
		務所の所	定の業務	適合性判	変更事項		
		を行う事	大崎一丁目六	東京都品川区	変	更	前
		番四号	八号	東京都新宿区	変	更	後
				揚場町二番十			
				月十三日			変更年月日
				令和二年四			